

青森大学名誉学長の称号の授与について

令和6年6月26日

学長裁定

(目的)

第1条 この裁定は、青森大学（以下、「本学」という。）の名誉学長（以下、「名誉学長」という。）の称号の授与について必要な事項を定めることを目的とする。

(名誉学長の資格要件)

第2条 名誉学長は、本学を学長として退職し、本学の学長として、教育上、学術上、又は大学運営において特に顕著な功績があったものでなければならない。

(手続)

第3条 名誉学長の称号の授与は、大学運営会議の議を経て、学長の推薦により理事長が決定するものとする。

2 名誉学長の称号授与に当たって、名誉教授の称号授与を妨げるものではない。

(称号記)

第4条 名誉学長の称号記は、青森大学名誉教授規程第4条に規定する様式に準ずるものとする。

附則

この裁定は、令和6年6月26日から施行する。